

木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第6回）

日時：平成21年7月30日（木）10:00～12:00

場所：水資源機構 中部支社 4階会議室

議事次第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

1) 名古屋市からの状況説明

2) 環境への影響検討の状況

3) 副知事・副市長会議の議事概要の確認等

4) その他

4. 閉会

木曽川水系連絡導水路事業監理検討会

構 成

座 長 山根 尚之 国土交通省 中部地方整備局 河川部長

金森 吉信 岐阜県 県土整備部長

藤山 秀章 岐阜県 都市建築部長

片桐 正博 愛知県 地域振興部長

川西 寛 愛知県 建設部長

田口 晶一 愛知県 企業庁 水道部長

小林 清人 三重県 政策部長

北川 貴志 三重県 県土整備部長

三羽 宏明 名古屋市 上下水道局 次長（技術本部長兼務）

富岡 誠司 独立行政法人 水資源機構 中部支社 副支社長

（敬称略）

平成 21 年 7 月 30 日現在

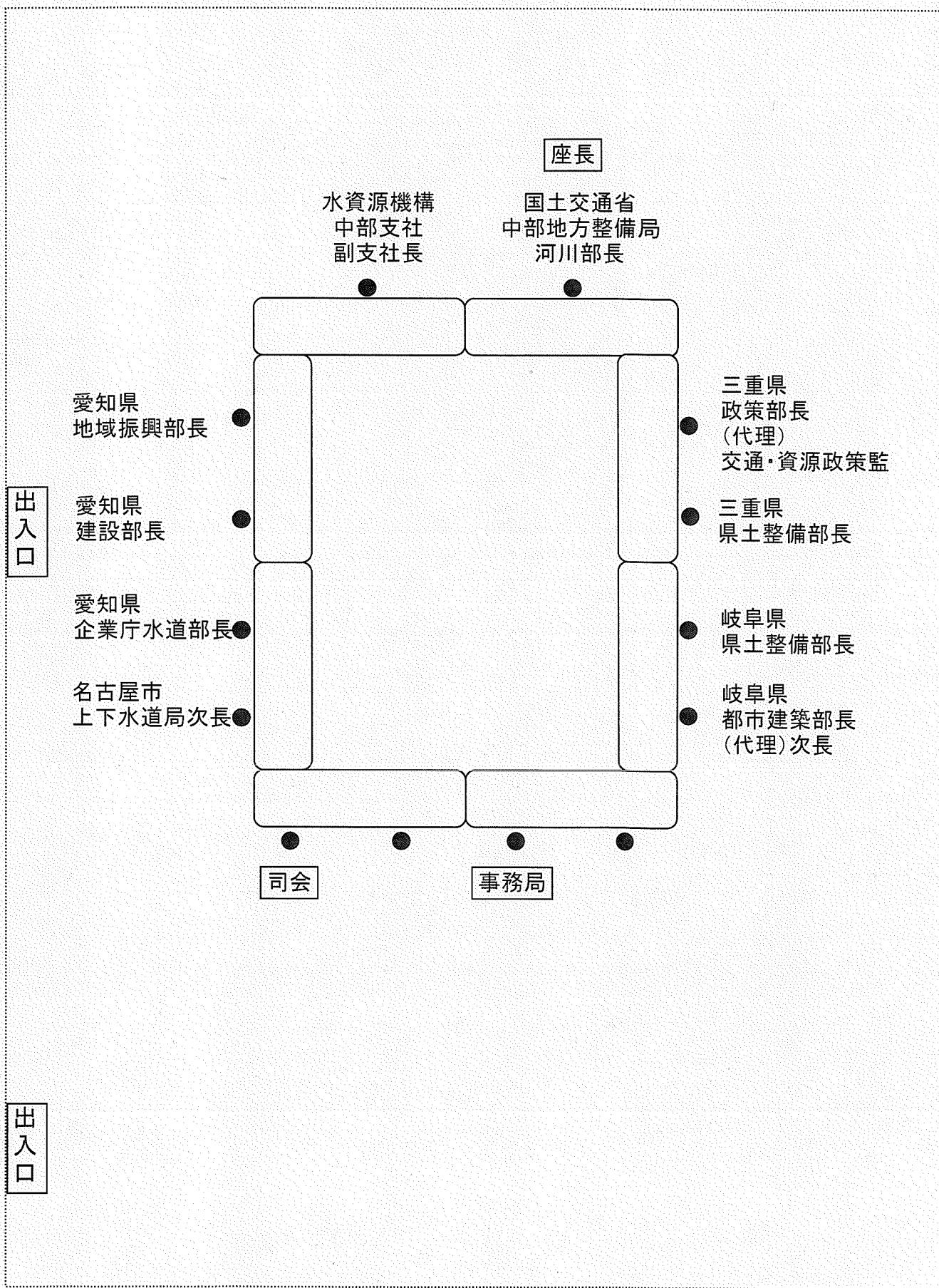
木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第6回）

出席者名簿

山根 尚之 国土交通省 中部地方整備局 河川部長
金森 吉信 岐阜県 県土整備部長
藤山 秀章 岐阜県 都市建築部長
(代理) 小早川 耕一 " 都市建築部 次長
片桐 正博 愛知県 地域振興部長
川西 寛 愛知県 建設部長
田口 晶一 愛知県 企業庁 水道部長
小林 清人 三重県 政策部長
(代理) 辻 英典 " 政策部 交通・資源政策監
北川 貴志 三重県 県土整備部長
三羽 宏明 名古屋市 上下水道局 次長（技術本部長兼務）
富岡 誠司 独立行政法人 水資源機構 中部支社 副支社長

(敬称略)

木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第6回） 配席図
日 時：平成21年7月30日(木) 10時00分～12時00分
場 所：水資源機構中部支社 4階 会議室



「木曽川水系連絡導水路事業監理検討会」規約

(趣旨)

第1条 「木曽川水系連絡導水路事業監理検討会」(以下「検討会」という)の組織及び運営に関しては、この規約に定めるところによる。

(目的)

第2条 本検討会は、木曽川水系連絡導水路事業（以下「導水路事業」という。）に係る環境影響に関する検討状況、環境への配慮に必要な施設の設計・運用等に関する検討状況、並びに事業量・事業費・実施工程・コスト縮減の、事業の執行状況の確認を行うとともに、事業執行上の課題について調整することにより、適正な事業執行監理を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者により構成する。

| | | |
|-------------|---------|--------|
| 国土交通省 | 中部地方整備局 | 河川部長 |
| 岐阜県 | 県土整備部 | 県土整備部長 |
| | 都市建築部 | 都市建築部長 |
| 愛知県 | 地域振興部 | 地域振興部長 |
| | 建設部 | 建設部長 |
| | 企業庁 | 水道部長 |
| 三重県 | 政策部 | 政策部長 |
| | 県土整備部 | 県土整備部長 |
| 名古屋市 | 上下水道局 | 技術本部長 |
| 独立行政法人水資源機構 | 中部支社 | 副支社長 |

(座長)

第4条 座長は、国土交通省中部地方整備局河川部長が務めるものとし、会務を総括し検討会を代表する。座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 検討会に幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会に属すべき幹事は、検討会を構成する者がそれぞれ指名する者とする。
- 3 幹事長は、国土交通省中部地方整備局河川部広域水管理官が務めるものとし、幹事会の事務を所掌する。
- 4 幹事長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(検討会の所掌事務)

第6条 検討会は、導水路事業について、次に掲げる事項を行う。

一 事業の執行状況の確認

- ・環境影響に関する検討状況
- ・環境への配慮に必要な施設の設計・運用等に関する検討状況
- ・事業量、事業費、実施工程、コスト縮減

二 事業執行上の課題についての調整

三 その他

(検討会の開催)

第7条 検討会の開催は、座長の判断により隨時開催するものとする。

2 幹事会は、検討会に先立ち開催することを基本とし、必要に応じて幹事長の判断により開催するものとする。

(議事の公開)

第8条 検討会の議事の公開については、検討会終了後に議事概要を公表することをもって公開とする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、独立行政法人 水資源機構 中部支社 建設部 第一事業企画課内に置くものとし、検討会に関する庶務は事務局において処理する。

(会議の招集)

第10条 検討会の招集は、座長の確認を得て事務局が招集する。

2 幹事会の招集は、幹事長の確認を得て事務局が招集する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が検討会に諮って定める。

付則

この規約は平成20年11月17日から施行する。